

官民競争入札等監理委員会  
第178回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第178回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成28年7月26日（火）14:58～16:34

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 事業の評価（案）について
  - 水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査
  - 国有林の間伐等事業
  - 公認会計士試験事業
3. 第51回、第52回施設・研修等分科会 審議結果について
4. 平成28年度の事業選定方針及びプロセスについて（案）【非公開】
5. 業務フロー・コスト分析対象候補事業の調整結果について【非公開】
6. 閉会

○引頭委員長 では皆さん、こんにちは。定刻より少し早いですが、第178回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、事務局よりまず連絡事項がございますので、福島事務局長、よろしくお願いいたします。

○福島事務局長 本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。もう既に分科会等で御挨拶もさせていただいた委員の先生方もいらっしゃいますが、本日監理委員会、私初めてということでございますので、改めましてぜひよろしくお願いいたします。

私、内閣府から来ておりますけれども、この行政改革といいますか、効率化の仕事というのは初めてでございますので、これからいろいろ勉強していかないといけないことも多いかと思いますが、先生方の御指導をいただきまして、一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

本日、2点連絡事項がございますが、1点目は人事異動ということで、私も含めてではございますが、事務局の参事官が2名交代しておりますので御紹介いたしますと、7月1日付で、新田の後任としまして栗原が着任しております。よろしくお願いいたします。

○栗原参事官 栗原と申します。よろしくお願いいたします。

○福島事務局長 それから、6月21日付で小八木の後任で新井が着任しておりますので、よろしくお願いいたします。

○新井参事官 新井でございます。よろしくお願いいたします。

○福島事務局長 それから、2点目でございますが、関根愛子委員におかれましては、7月22日付で委員を辞職されております。後任といたしまして、梅木典子委員が7月25日付で就任ということになっておりますので、御報告をさせていただきます。梅木委員は、本日都合により御欠席でございます。

引き続き、13名の皆様が官民競争入札等監理委員会の委員をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○引頭委員長 福島事務局長、ありがとうございました。

それでは、本日の議題ですが、お手元の議事次第のとおり、議事次第の2から5まで御議論いただきたいと思っております。議事次第の4及び5につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づき、会議を非公開とし、後日議事要旨を公開することといたします。

それでは、本日の審議に入らせていただきます。まず、議事次第2の事業の評価（案）について、3件御審議いただきたいと思っております。

事業の評価（案）については、事業主体からの実施状況報告に基づき、総務省が評価案を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。それでは、水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査、国有林の間伐等事業、公認会計士試験事業について、事務局より御説明をお願いします。

○新井参事官 それでは、事務局のほうから御説明します。1点目の水質汚濁物質排出量

関係です。こちらは、事業概要を御覧いただきますと、水質汚濁防止法に定められております特定施設を設置する工場または事業場ですね、こちらの排出量の総合調査を行うということで、これが約3万4,000の事業場が対象になっておりまして、隔年で郵送または電子メールで調査を行うというのが一つ、もう一つは、その施行状況調査、これは158の自治体等を対象としまして、毎年電子メールで調査を行うという、この2つの調査が柱になっている事業となっております。

これについては、5年という期間で設けておりまして、約4,500万円という金額です。

入札状況は、これについては当初不落でありまして、再入札で1者でありました。市場化テストとしては過去1回ということになっております。

これについてですけれども、評価は、質の確保でありますけれども、これについて見ますと、回収率について各年度80%を上回るという目標を立てていたのですが、27年度になりますと73.4%となっております、これは法律上の義務規定ではないということもあるんですが、目標を下回ってはおります。結果の正確性は問題ないかと思っております。

それから、事業者からの改善提案、これは作業のマニュアル化ですとか、機械化、定型化によるデータの集計効率性といったところが見られたかと思っております。

実施経費ですけれども、これは従前と比べまして、約682万円の削減ということで、削減率は30.9%というふうに出ております。

次、評価のまとめですが、まず経費削減効果、それから民間事業者の改善提案については、申しあげましたように、一定の改善が見られているかと思っております。

それから質につきましては、正確性は担保されておりますが、やはり回収率については目標を下回ったという課題が見られたかと思っております。

それから、入札状況も1者応札ということで、競争性確保の課題があるということでもありますので、今後の方針ですが、やはり競争性の確保、回収率の達成という点において、質の確保に課題が認められております。したがって、次期事業におきましては、その課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施する、継続という扱いが適当ではないかと思っております、質の向上、経費の効率化を一層図っていく必要があるのではないかとというのが我々の考えであります。

以下は、本件の参考資料となっております。

次にまいりまして2点目、林野庁の関係になります。国有林の間伐事業の26年度開始分の事業評価です。

事業の概要ですが、これは健全な森林の造成に向けては、間伐をして壊れにくく耐久性のある路網、林業機械等を組み合わせた作業システムで間伐材の搬出等を行うということの内容とする事業になっておりまして、各年度で各森林管理署を選定しまして、それぞれ契約を結ぶという構成になっておりますが、今回は北海道から九州まで11カ所ということです。実施期間は基本的には、これはおおむね3年の期間ということになっておりまして、契約金額は全体としてはそれぞれ約1億から2億といったところでそれぞれの管理署によ

って差はありますが、応札者数は、平均しますと2.0社になろうかと思えます。それから、本件は平成23年度から実施しておりまして、今回4期目に入っているということになります。

次、評価になりますけれども、まず1点目の事業の進行管理といったところですが、労働生産性技術の向上などは基本的には問題ないかと思うんですが、安全対策のところ、管理署によりまして、上川北部、岐阜というところで、労働災害が発生しております。上川北部は木を切るときの方向が違うほうに倒れてしましまして、これによりまして重傷者が出たという事案ですし、岐阜についてはトラックをとめて、道路の整理をしようとしたところ、サイドブレーキを引き忘れたということで、みずからトラックにひかれてしまう死亡事故になっております。やはり、これは重い事故が見られたというところでありまして。

それから、次の工程管理も、岐阜ほか4件におきましては、年度末までの予定間伐面積、ここを下回ったというところが見られております。次の間伐については、その実施方法ですとか、保全作業システムなどは特段の問題はありませんでした。

路網整備につきましても、計画どおりにきちんとなされているのではないかと思われま

す。

事業者からの改善提案も、例えば一定の間隔で列状に間伐を行う列状間伐ですとか、流木の伐倒から集積まで一貫して行う作業システムの提案というものも見られて、低コストな間伐が実施された、あるいは、路網の計画について、GPSを使用した精度の高い設計図書の作成なども行われているというところでは、これはある程度創意工夫があったのではないかと認められると思えます。

次、実施経費ですけれども、これについては別途、単年度契約で行っております国有林の間伐事業と比較をするという形をとっておりますが、本事業のほうは3.2%、1㎡当たり479円の削減があったと思っております。

以上、評価のまとめに入りますと、質につきましては、先ほどの進行管理の面で達成ができなかったものがある、それから、何と言いましても作業中での労働災害、これが2件発生したというところがありますので、良好に業績が実施されたとは評価しがたいのではないかと思います。

一方で、事業の取り組み自体は、やはり単年度に比べまして、複数年での作業ができるというところのメリットはあるのかなということで、いろいろな林業機械、高性能の導入の設備投資も実施されておりますし、事業体の経営基盤の強化に資するという側面は認められるということで、これは林野庁もそのようなポジティブな評価をしております。

それから、実施経費も、単年度事業と比較しまして一定の節減が図られておろうかと思

います。

それから、競争性もばらつきはあるものの、全体での平均応札者数は2.0者というところ

それから、林野庁において複数の事業者に対してアンケート調査をとっておりますが、その中で既に単年度事業確保してしまって初年度の事業予定はもう組みにくいとかですね、企画提案書の作成が煩雑であるという声も寄せられております。こういった声をくみ上げるというのは、非常に重要なことだとは思いますが、そういったことも踏まえながら、地域の競争性の状況も把握して、さらに応札者の拡大に向けた取り組み、入札環境の整備が必要ではないかと考えられます。

ということで、今後の方針としましては、今期4期目ということになりますけれども、やはり業務の適正かつ確実な実施に向けて、引き続きこれは民間競争入札を実施するというところで、事業者の創意工夫を活用したサービスの質の維持向上と経費の節減というのを図っていく必要があると思うんですが、やはり何といたっても労働災害が発生したというところでもありますので、現場の安全指導を徹底するといったところで、再発防止に向けた対策を図ることが必要不可欠であろうと思われまます。これは、労働災害の起きた管理署だけではなくて、全体に横展開を図るところは、林野庁に対しても求めていると思っております。

以上が2点目でありました。

もう一つの公認会計士試験、金融庁の関係になります、こちらは、まさに毎年度行われております短答式、論文式の公認会計士試験ということになりますして、概要を御覧いただきますと、関東財務局が実施する試験業務のうち、試験会場の確保、願書の配布・受け付け、それから試験の立ち会いなどを行うというものが内容になっておりまして、これについては3年間の期間ということです。約2億円の契約金額になっております。

入札状況としては4者の応札がありまして、市場化テストとしては、これは今回2回目であったということになりますので、これを評価したということになりますして、そのまず質の面については、基本的に試験実施業務でありますので、事業工程ごとの作業方針、スケジュールどおり業務を確実に進行、これが何といたっても重要でありますけれども、ここは達成はされていると認められます。

次、2ページにまいりまして、受験票の発送時点での願書の受け付け・チェック漏れ、交付ミスと、これは26年度ですね、短答式で付番ミスが一部あったというところがありましたけれども、これはあらかじめ訂正した受験票の送付を行うというところ、それから再発防止策も、2名のダブルチェックも図るというようなことはなされておりました。

それから3番目、不正行為の防止というところですが、これも大きなものはなかったかと思いますが、試験場で一部携帯のアラームが鳴ってしまったというところで、ここはそのマニュアルに沿った対応ということの研修の時間拡大などで、対応しているということも認められております。

事業者からの改善提案としましては、非常に正確性を重視するというところで、各試験室に電波時計を配置して、秒の狂いもなくしていくというような努力ですとか、それから問い合わせ、これは各受験者への影響を軽減させるために、口頭ではなくてあらかじめ用件

を記入したカードで行うというような、そういう工夫もなされていると聞いております。

次は実施経費になりますが、こちらは従前に比べまして2.3%の減ということでありまして、684万円の減ということになっております。

それで、評価のまとめですが、今申し上げましたように、質の面では目標達成はされているということでありまして。それから、民間事業者の改善提案というところで、先ほど申しましたような工夫は出ているということも、質の向上に貢献したのではないかと思います。それから、実施経費でありますとか、それからその経費の節減といったところでも、効果は出ているのではないかと思います。

今後の方針としまして、小委のほうで御審議いただいたところですがけれども、今期2期目というところで、事業全体の実施状況を総括しますと、やはりまず実施期間中に業務改善指示等の措置や法令違反行為もない点、それから、関東財務局におきまして、きちんと外部有識者の出席の下での事業評価のチェック体制も整っているという点、それから、入札におきましては、ある程度5者、4者というところで、応札があり、競争性は確保されているのではないかと、それから、サービスの質の向上もクリアをしている、経費節減も上がっているということでありまして、基本的にこの事業につきましては、この監理委員会決定に基づく終了プロセスへの移行というところを満たしているのではないかと、今期をもちまして市場化テストを終了させることが適当であると考えております。

ただ、その上でですが、実はその後、今年度の5月29日の試験におきまして、答案用紙1枚の所在不明事案というものが発生しておりました。これは、報道発表もされておりますけれども、我々としてはやはり、これを最終的にどのように対応するのかという金融庁の対応を見た上で最終的な判断を行うという構えでございましたけれども、これについては実際の受験者への不利益にはならないような措置を講じた上で、今後いわゆる読み合わせの一層の徹底でありますとか、試験場と本部のダブルチェックを一層徹底していく、その分受験者を待たせることにはなるんですが、まあやはりこれは正確性には代えられないということで、そういったことを図るということを聴取、確認したところです。

そのような旨を小委員会の先生方にも改めて御確認をいただいた上で、それではその徹底というところも認められたというところで、今回この委員会に付議をするという流れにいたしましたところです。

それで、もう一つ、金融庁としては29年度からは、関東に加えまして近畿財務局、これを加えて一般競争入札を実施するというところで行っていかうという意向でありましたけれども、これについてはやはり、まず再発防止を優先する必要があるかなと思いますので、その次の期、32年度からというところで、1回はずれますけれども、それは行う方向というところは確認をとっております。

ということで、以上であります。法律の対象から外れるということにはなりますが、これまでの委員会における審議をいろいろいただきました、そういったところでの質の面

あるいはその情報開示などの事項も踏まえて、金融庁みずから質の維持向上、コストの効率化を図っていただくというところを求めていきたいと思っております。

評価は以上であります。

○引頭委員長 新井参事官、ありがとうございました。それでは、ただいま御説明がありました内容につきまして、御意見、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、順番におうかがいしていきます。1番目の水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査、につきましていかがでしょうか。

よろしいですか。これは、まだ質が十分に確保されていないということで、引き続き法のもとで継続するという結論ですが、ことですがよろしいでしょうか。

では、次の、国有林の間伐等事業につきましてはいかがでしょうか。清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。資料2の参考資料を拝見しておりまして、国有林の間伐業務において、複数年契約にメリットがあるということが、今回の検証でも明らかになっているようでございます。したがって、単年度ではなくて複数年契約をすることによって、国有林の間伐業務が合理化、効率化されるだけではなくて、国有林そのものの保護等についても効果があるということが伺えました。

さて、しかしながら今回大変重要なポイントは、労働災害が発生してしまったことだということ、新井参事官も繰り返し御指摘になりました。このプロセスにおいて、例えば労働基準監督署のほうから、何らかの改善の御提案というか指導というか、そういうのはおありになったのでしょうか。やはり、質の高い複数年契約による業務を継続していくに当たっては、引き受けている事業者の皆様にも最大限労働災害の再発防止に努めていただくことはもちろんなんですけれども、国有林であるだけに、やはり仕事をお任せした立場においても、何らかの指導であるとかそういうものが今後も必要とされているのでしょうか。そのあたりをちょっと、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○引頭委員長 では事務局、お願いします。

○新井参事官 おっしゃったように、いわゆるこういった事業、効率性ですとか質の向上はもちろん必要なんですが、やはり何といたっても、その働く方の安全面というのが最優先というのが当然のことですし、国有林というのは、非常にいろいろな厳しい環境でありますので、今回かなり林野庁もこういった災害が起きたというのは、当然重く受けとめてはおります。そういった労働災害の観点も含めまして検討しつつ、それから今回、この個別の事案というよりは、他の管理署でもこれは十分起こり得るものであるということでもありますので、そこは個々の指摘は問題としつつも、全体に今後再発防止を図るという両面のアプローチというところは、対応はしているというふうには確認しておりますので、そういう観点で、事業者ももちろんその責任を負っていただくというのは当然あるんですが、国のほうの責任というところもやはりありますので、そういったところは今後もこの事業、継続していくということでもありますので、引き続き注視していく必要があると思ってお



ります。

○清原委員 ありがとうございます。そういう取り組みをしていただきまして、働く皆様の労働安全衛生の観点からも、ぜひ安全確保をしていただきたいと思います。

他方、伺っております、メリットもあるのかなと思いましたが、これだけ管理署が全国的に広がっておりますので、契約された会社も多様で、有限会社もございますし、まさにこうした取り組みを通して地域の事業者が、有限会社であれ組合であれ、育成される可能性というのを感じたんですね。しかし、これまでの業務が小規模のところでは単年度契約でされてきたという慣例の中から、どうしても不十分な点もあるかと思ひまして、先に御質問させていただきました労働安全衛生上の取り組みのマニュアル化、あるいはハンドブック化等も含めて、ぜひ地場産業育成、あるいは間伐をきちんと処理することによって、国民の財産であります国有林が守られるという点もありますので、是非今回の評価のプロセスを踏まえながら、私もこれはぜひ継続していただいて、事業者育成というか、地域活性化というか、林業保全というか、多目的な成果を上げていただくように継続していただければというふうに感じました。以上です、ありがとうございます。

○引頭委員長 清原委員、ありがとうございました。

では稲生委員長代理、お願いします。

○稲生委員長代理 同じ関係なんですけれども、安全対策なんです、労災が発生して、大変お気の毒なことが起こったということで、大変残念に思っております。それで、この安全対策という項目が果たしてサービスの質の評価の対象になるのかと、ちょっと気になっておりました、先ほど新井参事官もおっしゃっておられましたけれども、場合によっては国の責任という言い方はあれかもしれませんが、それも関係するかもしれないとおっしゃっておられました。とすれば、これは言ってみれば、発注者側とその受注したほう、双方がこういった事故がないようにということを努力すべき話であって、普通サービスの質というものは、例えばサービスを提供するときに顧客にけがが発生するとかですね、秘密が漏れいするといったようなそういう不手際があったとか、あるいは今回でいうと間伐を行っているときに、例えば間伐材が下に落ちて住民がけがをしたとかですね。ですから、そういう文脈で評価するのではないのかなと思っていたら、働いていた方自身が労災に遭われたということになりますと、これはそもそもサービスの質として評価する問題かどうかというのが、ちょっと私よくわからなくてですね。

これは、逆におわかりになる委員の方がいらっしゃれば、教えていただければなと思うんですが。もちろん、この安全対策は極めて重要ですし、これは清原委員がおっしゃっていただいておりますが、何か質の評価、点数化して、事故が起こったからだめって、まあだめなんですけれども、そういう対象なのかなというのが、ちょっと若干気になっておりました、もしよろしければ御議論いただければと思います。以上でございます。

○引頭委員長 ありがとうございます。では、まず事務局からお願いします。

○新井参事官 ありがとうございます。事務局としての今回の整理といいますか、それか

ら小委にお諮りしたその議論を踏まえまして申し上げますと、おっしゃいましたように、こういった事故というのはいろいろな原因が、もちろんあろうかと思えますし、個々の事案に応じてそういった原因分析をしながらということなんですが、やはり一方でシステムとしてこういった、個々の事案の原因というよりは、安全を確保するというふうなシステム、それからそれをもちろん事故が起きたということで、さらに見直しをしまして、今後確保していくという再発防止策という点がきちんとなされているかというような意味です。そう、そういったことが確保されませんか、全体の進行管理といいますか、事業の遂行というところにも影響があるだろうと。そういう観点で、広い意味で質の基本的なところという位置づけで、従来御議論いただいているとは認識しておりました。

○引頭委員長 よろしいですか。

稲生委員長代理、お願いします。

○稲生委員長代理 要は、普通質の評価をするときに、安全対策ってあんまり僕は見たことがないんですね。ですから、今回みたいな間伐、確かに危険性が伴うというのは、こういう事故が起こって、おくれればせながら初めて知ったんですが、非常に危険性が高い事業の場合には、サービスの質にもある種ビルトインされているという、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○新井参事官 そうですね。おっしゃったように、ある意味、ありとあらゆる案件で、当然安全性確保はあるんですが、特にこういった現場業務的なものをこれは出しているというところになりますので、特記といいますか明記といいますか、業務の性質によってもやはりかかわるところがあるかなと思ひまして、重視される項目かなというふうに思われます。

○引頭委員長 井熊委員、お願いします。

○井熊委員 これは、サービスの質と書いてあるので、一般的に何かお客さんなんかがいる場合に、その行うサービスの質というふうに読み取れますけれども、ここで言っているところのサービスの質というのは、要求水準みたいなことを意味しているのかなと思ひまして、要求水準として言った場合には、パフォーマンスとか、その業務のパフォーマンスと業務の履行状況に対する要求水準というのがあってしかるべきで、そこが達成されなかったと解釈すればよろしいのかなと思ひます。

○引頭委員長 石堂委員、お願いします。

○石堂委員 ちょっと別な話なんですけれども、これ小委員会B、私のところでやった案件でありまして、ちょっと気になったのがですね、今回のこの案件は、いわば複数の契約を束ねて1件に扱われていまして、この評価書も全体としてどう評価されるかということ判断して、まあ継続だということになっているんですけれども。この資料の9ページについて、箇所ごとの評価表、二重丸、丸、三角というのがありまして、これでいくと、もう完璧に二重丸だけに近いところもあるし、一方、岐阜のあたりが随分三角がついてると。こういうケースのときに、立派にやったところは、部分的に卒業させるということ

があってもいいのかなと思うんですよね。おそらく、束ねた件名は卒業も全部束ねた形でやるんだということを、原則としてやってきているのかなと思うんですけれども。

まあ、これ先ほども言いましたように、来年、再来年とやっていったときに、もしかしたら、岐阜だけが取り残されるかもしれないと思っていましたね。こういう束ねた案件というのはほかにもたくさんありますので、どういう扱いが適切か、ちょっと制度的な部分を含めて、事務局で御検討いただければありがたいかなと思います。

○引頭委員長 少しつけ加えさせていただきますと、この案件は複数年契約ですよ。予算について複数の契約をまとめた形でとっていた場合、そのうちの優良な契約が終了となった際に、市場化テストのもとで実施できなくなり、予算の複数年確保が難しくなってしまいう面もあるのではないかなと思うのですが。

○石堂委員 財務省の側が、債務負担行為を認めるか、認めないか、そのときの基準のあり方だと思うんですけれども、基本的に市場化テストで複数年契約が有利だというのは、基本的には経費節減になるよということで行っていると思いますので、そこから外れたからといって、単年度に戻すべきだという議論は出てこないんじゃないかなという気がするんですけれどもね。

○引頭委員長 このあたりについて、事務局から御願います。

○新井参事官 そうですね、基本的に契約で、それぞれの個別の契約が束なっていますので、そのトータルでそれを見るというところと、個別で見るというところの性格が両方あるのかなというところはありますけれども、これを継続させていくに当たっては、それぞれの管理署ごとのパフォーマンスというのをやっぱり見て、それで質がどういうふう to 確保されているかというのは、やはりちょっとめり張りをつけて見ないといけないのかなという面はあると思います。

あとは、おっしゃったように、今後それを運営していくに当たって、どう今後そういった規模をどうするかといったところは、また考えるようなタイミングというのは出てくると思いますので、そのタイミングがいつになるかというのは、またケースによると思うんですけれども、できるだけ成果が上がっているものは終了プロセスなりに移行していくという、一般的な考え方はそうだと思いますので、こういったケースでどういうふう to 考えていくかというのは、今後の課題としても受けとめさせていただきたいと思います。

○引頭委員長 ありがとうございます。石堂委員が小委員会場で大変悩まれたということですが、御指摘のとおりだと思います。

そうした中で、先ほどの石堂委員から問題提起されました、法から外れた場合の財務省の複数年年度予算措置の取り扱いについては、この委員会でも明確に確認していなかったように思います。事務局におかれましては恐縮ですが、少し御確認いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○新井参事官 おそらくですね、国庫債務負担行為の年限は、やはりこの市場化プロセスに乗っているから認められているところの特例はありますので、そのメリットをどう考

えるかというところかと思えます。

○引頭委員長 それはもちろん、おっしゃるとおりなのですが、終了プロセスとともにどういった扱いになるのかについて、もう一度確認をお願いしたいということでございます。

○石堂委員 今参事官のほうから特例という言葉が出ましたけれども、市場化テストの関連で、財務省が債務負担行為について特例的に認めるんだというものが何か出ているんですか。私、意外と「さじ加減」の世界でないかなと思っているんですけどもね。

○事務局 事務局が補足して説明いたします。今、御議論のあります国庫債務負担行為は原則単年度ですが、会計法上5年まで許容されます。他方、公サ法の特例を適用されますと、これが10年まで認められます。

したがいまして、もともと公サ法で6年以上の事業期間だった事業を、法の対象から外すとなりますと、これ大きな論点となってまいります、その5年以内でしたら会計法の枠内におさまりますので、特段大きな問題にならないのかなという一応感触は得ているところでございます。

○引頭委員長 ご説明ありがとうございます。本案件では契約期間が5年未満ということなので、それに当たらなかったのではないかとということでございますね。

では、こちらについてはよろしいでしょうか。

最後の案件の公認会計士試験につきまして、何かございますか。

川島委員、お願いします。

○川島委員 3ページ目のところで、5月29日に答案用紙1枚の所在不明事案があったということで、先ほどの御説明ですと、受験された方に不利益な取り扱いがなかったということなんですけれども、これは、所在が不明であったことと本人の不利益というのは、直接関係なかったということなのか、そうでなくて、不明になった対象者について何か特別な措置を行ったことによって、本人に不利益にならなかったのかですね。それらの内容によって、この再発防止策にも影響してくるのではないかと思います、その点ちょっと補足いただけますでしょうか。

○引頭委員長 事務局、お願いします。

○新井参事官 ありがとうございます。ここは、おっしゃるように、どういう内容かというところは大事かと思ひまして、我々も確認をしながらやっておりましたが、いわゆる答案用紙のうちの1枚というところでありまして、いわゆる丸々全ての答案用紙というわけではなかったものですから、やはり全体の傾向を審査会のほうでもチェックをして、それで大体合格かそうでないかということは判定できるというところで、影響がその範囲であったということを確認できたので、そういう意味では、あとはむしろどういうふうに関後答案用紙の回収漏れがないようにするかというチェックのあり方は、それはそれで今後の再発防止策によって解消されるということですので、その内容への影響と、今後の漏れがないようにするというチェックのところ、両方を重ね合わせて、今後徹底してもらえればよいというような判断を、小委のほうでもしていただいたということでございます。

○川島委員 わかりました。

○引頭委員長 よろしいですか。

○川島委員 はい。

○引頭委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

では、一つ目の水質汚濁関係の案件につきましては、継続。2つ目の間伐等事業の案件についても、地域ごとに実施状況の差はありますが、継続ということでした。そうしたなかで、清原委員、稲生委員から大変重要な御指摘をしていただきまして、さらに井熊委員からもコメントがございましたが、安全対策というのはサービスを提供する側のプロセスと見えますか、そういう部分も含めて質を見るべきだということでした。清原委員からは、国としての責任というのもある。業者に丸投げするのではなく、例えばマニュアルであるとか、ハンドブック、もしかしたら研修ということかもしれません、そうした何らかの安全対策を国と事業者双方で、取り組むべきだという御指摘があったかと思います。本案件は継続ということでございますので、実施省のほうに、そうした御意見があった旨を事務局からお伝え願えればと思います。

公認会計士試験事業については、答案用紙を1枚紛失したものの、当該受験者にとっては不利益がなかったということでございまして、この問題以外は適ということですので、終了ということでございます。

では、このようなことでよろしいでしょうか。

それでは、事業の評価案につきまして、監理委員会として異存はないということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、監理委員会として異存はないということにいたします。

次に、議事次第3に移らせていただきます。第51回および第52回施設・研修分科会審議結果について、事務局より御説明をお願いいたします。

○新井参事官 それでは、資料4に沿いまして分科会での審議の結果報告をいたします。

まず、1つ目の案件ですけれども、エネルギーの消費統計調査、経済産業省の資源エネルギー庁の案件です。これは、柱書にありますように、2月の監理委員会におきまして、公共サービス改革基本方針の見直しにかかる意見募集、これの対応を御審議いただきました。その結果、ヒアリングを実施するというのとされたものであります。これについて、3月、6月と2回にわたりまして再度ヒアリングを行っていただいたということです。

これについては、御参考としまして調査の概要をつけておりますけれども、これはエネルギー消費、あるいは温室効果ガス排出の実態把握に資するために、産業業務部門において既存の石油等消費動態統計で把握できない部分、これに関しますエネルギー消費状況の調査を実施するというので、約18万事業所を対象としたものを行っております。

一番下、ヒアリングの観点として、これもともとも経済産業省サイドは、来年度から公

募随契というところで行きたいということの意向があったんですが、やはり我々としても入札資料を見ますと、やはり対応可能な調達改善の取り組みをやり尽くしたとは言いがたいのではないか、その時点で特定事業者しか実施が困難と判断するのは妥当か疑問であるということで、民間競争入札の導入によるその余地がないかどうか、そういったところをヒアリングを行うべきとなった案件でありました。

ヒアリングにおきましては、いろいろ御意見を踏まえながら調査内容の変更、次期調達に向けた関係資料の改善といったところを御議論いただいてまいりました。主な意見としては、調査名簿の作成から対象事業所の抽出までの具体的な作業プロセスをよりわかりやすく示すべきというもの。それから、回収率向上に向けて、評価項目において求めたい内容を明確化すべきというもの、ると。それから、配点にもメリハリをつけるべきではないかと。それから、情報開示の面で改善はあるものの、全体的に曖昧な記述がまだ目立つということでもありますので、コスト算定などに向けてより具体化、明確化を図るべきではないかと。それから、精度向上へ向けたサンプリング手法ということを検討するとあるわけなんですけど、従業者規模区別のサンプル数のあり方など、やはり費用対効果を考えながら取り組んでほしいといった御意見が出ておりました。

この辺につきまして、経済産業省サイドからは、委員の御指摘事項については、8月上旬の公告予定の次期調達入札関係資料に反映してまいりたいという見解が示されたところです。ということですので、ヒアリングの結果、28年度以降のヒアリング対象事業候補として改善を要請したということになりましたので、今回としてはその次期調達の状況を見て、また取り扱いを判断するという扱いでよろしいのではないかとというのが、この件であります。

もう一つの報告ですけれども、こちらは、4月の監理委員会におきまして、公共サービス改革法の対象事業の選定状況、これについての御審議をいただいた際に、やはりこれはヒアリングを実施する必要があるとなされた事項としまして、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、JAEAの契約というものが挙げられておりました。5月と6月、2度ほど審議をいただいております。これについては、やはり年末、昨年末から与党のほうでも関連企業との契約というもので、落札率の問題でありますとか、やはり特定の事業者に偏っているのではないかと、かなりそういう議論がなされ、報道もなされたということが端緒になっております。

まず、ヒアリング内容としては、5月は、機構の組織概要、契約に関するそういった報道を踏まえた改善取り組み事項を、全般的にヒアリングをまず行っていただいたということになります。

これについては、例えば委員からは、民間競争入札を実施している事業以外には、入札説明会を実施していないということになっておりましたが、やはり、これは新規事業者の理解を促進することから必要ではないのかという意見。それから、業界団体を通じた入札情報の周知はあったのですが、やはり個別の事業者からのいろいろな確認ということをし

て、参入業者の拡大の努力が要るのではないかという意見。

それから、契約監視委員会がJAEAに置かれているわけですが、そちらにおいて、この民間競争入札の審議の着眼点などを報告・審議いただくということで、全体的な標準仕様書の充実などの機構での改善に生かすべきではないかという意見。

それから4番目、指名競争入札で清掃業務が行われておりますが、放射線管理区域内は一部含まれてはおりますけれども、これは守秘義務を課すというところの措置は講じた上で、競争入札の余地があるのではないかと。

それから、技術要件として、専門的な知見を求められておりますけれども、これは一般競争入札で外部に委託しているわけですので、事前研修やOJTで対応できるものもあるのではないかという意見。それから、仕様書の記載にも疎密もあって、やはり見直しも要るのではないかという御意見が出ておりました。

それを受けまして、その次の分科会では、今回の審議結果についての説明を求めるとともに、具体の業務を取り上げて、それで横断的な改善の取り組みを促してはどうかという観点で、設備の運転管理・保守、それから研究試験業務に係る入札関係資料といった点について、審議を行うということになりました。

地層処分研究開発に関連する試験等に係る業務ということで、これは核燃料サイクル工学研究所のほうで行っております、地層処分研究に関連する試験に係る業務を行うものということであります。

それから、その下、燃材施設のユーティリティ運転管理に係る業務のほうは、これは大洗研究開発センターの換気、電源、給排水設備といったユーティリティ設備の運転管理業務、あるいは核物質防護設備に係る点検などを行うという内容になっております。それで、これについては、6月の第52回の分科会での御議論ですが、機構のほうからは、前回5月の分科会での審議を踏まえた対応方針、それから今の2件につきまして、入札関係資料の内容についての説明がありました。

委員からは、まず公募を実施するということについては、まずその存在を知ってもらうということが前提になるということですので、通年の公募時期の案内などのさらなる周知の徹底などが必要ではないかという意見。それから、今後機構特有の業務などについて、入札説明会を実施していくということですが、何か業務の特殊性を強調するのではなくて、市場性がある業務であるということを事業者理解してもらうように説明する必要があるという意見。それから、引き継ぎを効果的にすることのためには、仕様書における期間、費用負担の明示など、そういった取り組みが必要ではないかという意見。

それから4番目、先ほどの具体のうちの最初の方のこの地層処分関係の試験業務ですが、これは現状の仕様書が業務量、求める質が明確ではないということで、新規事業者には積算が難しいと思われるという意見。それから、業務内容としまして、いろいろ性格の異なる業務が混在しております、やはり発注単位を精査する必要があるのではないかという意見がありました。

それから、後ほどまた申し上げますけれども、このJAEAは仕様書、発注単位を総点検するという方針も示されておりまして、そういった中でノウハウを他の類似業務にも活用するという意味で、この試験業務は民間競争入札の導入を検討してはどうかというおまとめでした。

それから、2つ目のユーティリティ運転管理業務の方は、調達改善に向けた取り組みがなされている点は評価できるのですが、求める質の設定、引き継ぎ方法の示し方について、仕様書の改善余地があるということでした。

これを受けまして、JAEAサイドは、その1点目の地層処分試験のほうは、民間競争入札の導入に向けて、業務内容の精査、見直しを行うという意向が示されました。それから、それ以外の2回のヒアリングを通じてなされました指摘事項は、今後事務局を通じてきちんと取り組み状況を報告していきたいというような話が出ております。

結論としましては、今申し上げました1点目の試験業務は、業務内容や発注単位の整理を行いまして、30年度からの民間競争入札の導入を前提に検討を進めるということです。それから、それ以外の事項につきましては、機構の状況のフォローアップを行っていくということで、具体的にはまず1回目のヒアリングの方は、入札説明会の開催、この対応方針、実績、それから、先ほどの清掃業務の請負契約の入札状況です。

それから、2回目の方ではですね、具体的なユーティリティ運転管理業務の入札関係資料の修正と、それからこれは機構全体になりますが、標準仕様書・入札条件等点検表の更なる見直し、それから、機構全体として、組織的・体系的に調達改善に取り組む対応策というものを見ていくということになっております。

なお御参考に、先ほどの与党での御議論を踏まえまして、やはりそこで落札率が高い特定少数の事業者以外のもが競争入札に参加していないということで、JAEAのほうで契約監視委員会の下に、新たに契約方法の改善に関する分科会を設置というところで、取り組まれました結果の改善策の中間まとめがこの資料になっておりまして、3つほど柱を立てて改善策が盛り込まれておりまして、主なところだけですけれども、まず関係法人との関係適正化ということで、29年度末までに関係法人と競争性のない契約は行わないということ、関係法人との契約もそれ以外も応札者を入れるなど、非常に限定していく、将来的には、さらに関係法人との契約も絞っていくというようなこと。

2点目は、競争性のさらなる向上、コスト・業務の再検証ということで、その仕様書及び発注体の総点検、先ほど申し上げましたことがまとめられておりますが、それ以外にもいろいろな参入可能な業者の情報収集とか、そういったところの発掘をさらに進めていくということ。

それから、最後、契約チェック体制・コンプライアンス体制の強化も、契約審査委員会などに外部人材を入れる、それからいろいろな不公正な取引行為の通報窓口を新設するといったような措置が講じられております。こういったものも注視しながら、今後引き続きまた分科会、委員会への御議論をお願いしたいと思っております。以上です。



○引頭委員長 ありがとうございます。ただいま御説明がありました内容について、御意見、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

井熊委員。

○井熊委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、例えば99.99%といたら、1万分の1ぐらいの確率で正確に入れていかないといけないので、やっぱりちょっと予定価格なんかの管理体制を例えばある特定の省庁なんかでは、予算化とそれからあとは入札価格を決める部門というのを分けたりしていますよね。そういうことで、やっぱりもう少し入札情報の管理体制をしっかりとさせるとかいうふうにしていかないといけないんじゃないかなと思いますね。

○引頭委員長 ありがとうございます。事務局からございますか。

○新井参事官 ありがとうございます。まさにその点を含めまして、かなり与党のほうでも御議論になったと伺っていますが。我々の方としても、まさにそのおっしゃったような、各年度によっては4回目でようやく落札したとかですね、年度によってやはりかなりそういったところも出ておりますし、おっしゃったような落札率が、かなり与党、あるいは報道でも取り上げられておりました。

おっしゃったような契約の管理体制については、まさに先ほどの中間取りまとめというのが今回7月に発表されましたけれども、これはかなり契約監視委員会もメンバーを入れかえて、議論されたということもあります。それから、最後申し上げた契約のいわゆる審査を行う部門ですね、基本的にはそこは大体内部の方でやるのが多いのですが、そこにも外部の人材を入れるとかですね、かなりそういったところの見直しはしていこうということになっておりますので、まずそういう状況も引き続きフォローしながら、更にどういった点がまた課題になるか、そういったところは今の御指摘も踏まえながらまた見ていきたいと思っております。

○引頭委員長 すいません、よろしいですか。今の点について、確認ですが、表の見方についてですが、資料2の9ページのところで、例えば下の燃材施設のユーティリティ運転管理の案件で、例えば27年度応札者数2、28年度も2とありますが、いずれも入札執行回数が2回となっています。応札者数2者の意味ですが、これは1回目の入札のときの応札者数であって、2回目に関しては、1者になってしまっているということなのでしょうか。そこだけ教えてください。

○事務局 委員長の御理解のとおりです。1回目は2者応札でしたが、2回目の執行時には、1者のみの応札となっております。

○引頭委員長 この表については、上の方の案件もそういう読み方でよろしいのでしょうか。

○事務局 申し訳ございませんが、上の方の案件につきましては現在資料を持ち合わせておらず、記憶が定かでございます。少なくとも下の案件は委員長御質問のとおり読み方となっております。

○引頭委員長 わかりました。ということは、応札者数に記載されている数字は1回目の入札に関するものということですね。

○事務局 はい。

○引頭委員長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

尾花委員、お願いします。

○尾花委員 9ページについてお教えいただきたいんですが、いずれも契約の形態が、最低価格落札方式といういわゆる単純な作業を対象とする入札方式になっていて、こちらの御説明によりますと、何か技術的に難しいとの説明を受けたりもするのですが、それとこの最低価格落札方式でよいという、整合しないではないかという点は、どのような整理を今後されるのでしょうかというのが1点と。

こういった業務は基本的に材料費があるわけではなく、業務を行う、おそらくこの検査開発株式会社やアセンドの想定される人の方の年収をせめぎ合う感じで、落札率が決まっていくような感じが小委員会等の審議ではあるんですが、その部分、そういう理解でよいのかということと。

3点目なんですが、これだけ契約先が固定されている場合には、実施府省のほうは何をやっているかというのを実はわかっていなくて、仕様書の書き方が非常に大ざっぱといたしますか、第三者制に欠けることが非常に多く、そこを小委員会等で詰めようとしても、委員会限りでは限界があるんです。それを何とか内部できちんと書いていただけるような仕組みを、ちょっとつくっていただければなと思います。以上です。

○引頭委員長 では、3点について、事務局からお願いします。

○新井参事官 ありがとうございます。そうですね、やはりこの分野というのは、かなりいろいろな方面で取り上げられているとおりで、そういうのも踏まえながら我々もこういったヒアリングをお願いしていますし、今度地層処分の方を、とりあえず民間競争入札導入の方向になりましたので、もう一度本当に、いわゆる専門性といったところがほんとうに必要な基準になっているのか、条件が必要なのかといったところは、やはり改めてまた取り上げる中においても、ぜひそういった観点で先生方にも御議論を引き続きいただきたいと思えますし、ほんとうに契約の方式もそうですし、それから先ほどの2点目のいわゆる価格といたしますか、ここもやはり実態をよく精査というものが要ると思えますので、そういう意味で引き続き見ていくということになりましたので、ぜひそういったところをよく把握しながらいきたいなと思います。

それから、最後の点も、おっしゃるように、全てのこういったいわゆる契約先ですね、固定されているというところもありますし、非常にやはりこういったところは外部チェックというのはもちろん必要なのですが、おっしゃったような機構内部できちんとそういったような精査を行えるような、情報開示もそうでしょうし、チェックのあり方もそうだと思いますので、そういったところ、これもまさに先ほどのところも出ておりましたけれども、これからそういった体制も含めて改善していくというのにちょうどいい見直しが出て

おりますので、そこも含めてこのフォローをまたしてまいりたいと思います。

○尾花委員 ありがとうございます。

○引頭委員長 ありがとうございます。最後の点は、先ほどの自民党のプロジェクトチームと、それから機構の中に契約監視委員会というのでできていますので、そこと連携をとり、さらにこちらの委員会の事務局とも3者で連絡をとりながらやっていくというふうに聞いております。先生の御指摘のとおりだと思いますので、これから法のもとに、こちらの法のもとに乗ってくるものもございますので、それをちょっときっかけにさらに深掘りといえますか、見ていきたいと思っております。ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。では、よろしいでしょうか。

では、本件につきましては、事務局において引き続き状況を確認し、監理委員会に報告するようお願いいたします。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。